

令和6年度第2回我孫子市地域計画検討会 会議録

1. 会議名称 我孫子市地域計画検討会
2. 開催日時 令和7年2月27日（木）午後1時30分から午後3時まで
3. 開催場所 水の館3階研修室
4. 出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名

出席委員 (11名)	矢口委員、大井（栄）委員、野口委員、鈴木（康）委員、川村委員、 中野委員、石井委員、川邊委員、大井（一）委員、鈴木（光）委員、 森委員
欠席委員 (2名)	小倉委員、宮久保委員
事務局 (5名)	農政課：斎藤課長補佐、佐藤係長、榎本主任主事、中野主任主事 農業委員会事務局：片桐主任

5. 議題

- (1) 布佐南地区における地域計画（最終案）について
- (2) 湖北地区における地域計画（最終案）について
- (3) 我孫子北地区における地域計画（最終案）について

6. 報告事項

- (1) 古利根沼西地区、古利根沼東地区及び布佐北地区における地域計画（最終案）
について
- (2) 手賀沼東地区における協議の結果について
- (3) 手賀沼西地区における協議の結果について
- (4) 柴崎地区における協議の結果について
- (5) 令和7年度における計画の更新予定について

7. 公開・非公開の別 公開

8. 傍聴人の数 1名 ※発言の機会なし

9. 会議の内容

本日の配付資料の確認を行った。

司会（斎藤課長補佐）より開会を宣言。

農政課長より挨拶を行った。

委員の紹介、事務局の紹介を行った。

議長は（1）布佐南地区における地域計画（最終案）について、事務局に説明を求めた。

事務局は、資料を用いて次の説明をした。

・布佐南地区農地所有者・耕作者327名を対象に、令和6年9月2日から9月30日まで意見照会を実施したところ、100名から回答があり、そのうち93%が意見

なしであった。寄せられた意見の中には、担い手への位置付けを希望する旨の回答があり、個別で対応し、計画の修正を実施した。その他の意見は、計画の策定や方針そのものに対するものではなく、個人的な状況報告や情報共有が大半であった。

- ・地域計画（最終案）について、地域における農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、必要な措置、目標地図に位置付ける者など、地域での協議及び意見照会を経て、取りまとめた内容を説明した。

- ・所有者及び耕作者に意見照会をした時点からの主な変更点は、次のとおり。①地域計画（案）を地域計画（最終案）とした。②担い手に対する農用地の集積に関する目標について、現状及び将来の目標とする集積率を修正した。これは、地域内の農業を担う者のうち、属性が利用者の経営面積は、計算に含めないと農林水産省・地域計画策定マニュアルに規定されていることによるものである。③農業を担う者について、事業承継に伴う氏名の変更を1件行った。④農業を担う者について、位置付けを希望する1経営体を新たに追加した。なお、追加にあたり、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の3に規定する基準を満たすことを確認済みである。

- ・計画策定後、ホームページで公開する際は、表の中の個人名・法人名は削除する。

議長は議題（1）について質疑を求めたが、質疑はなかった。

議長は議題（2）湖北地区における地域計画（最終案）について、事務局に説明を求めた。

事務局は、資料を用いて次の説明をした。

- ・湖北地区農地所有者・耕作者421名を対象に、令和6年9月2日から9月30日まで意見照会を実施したところ、140名から回答があり、そのうち97%が意見なしであった。寄せられた意見は、計画の策定や方針そのものに対するものではなく、個人的な状況報告や情報共有が大半であった。

- ・地域計画（最終案）について、地域における農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、目標地図に位置付ける者など、地域での協議及び意見照会を経て、取りまとめた内容を説明した。

- ・所有者及び耕作者に意見照会をした時点からの主な変更点は、次のとおり。①地域計画（案）を地域計画（最終案）とした。②担い手に対する農用地の集積に関する目標について、現状及び将来の目標とする集積率を修正した。これは、地域内の農業を担う者のうち、属性が利用者の経営面積は、計算に含めないと農林水産省・地域計画策定マニュアルに規定されていることによるものである。③農業を担う者について、事業承継に伴う氏名の変更を1件行った。

- ・計画策定後、ホームページで公開する際は、表の中の個人名・法人名は削除する。

議長は議題（2）について質疑を求めたが、質疑はなかった。

議長は議題（３）我孫子北地区における地域計画（最終案）について、事務局に説明を求めた。

事務局は、資料を用いて次の説明をした。

- ・我孫子北地区農地所有者・耕作者６６名を対象に、令和７年１月２７日から２月１９日まで意見照会を実施したところ、２０名から回答があり、そのうち８５％が意見なしであった。寄せられた意見の中には、担い手への位置付けを希望する旨の回答があり、個別で対応し、計画の修正を実施した。その他の意見は、計画の策定や方針そのものに対するものではなく、個人的な状況報告や情報共有が大半であった。
- ・地域計画（最終案）について、地域における農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、目標地図に位置付ける者など、地域での協議及び意見照会を経て、取りまとめた内容を説明した。
- ・所有者及び耕作者に意見照会をした時点からの主な変更点は、次のとおり。①地域計画（案）を地域計画（最終案）とした。②担い手に対する農用地の集積に関する目標について、現状及び将来の目標とする集積率を修正した。これは、地域内の農業を担う者のうち、属性が利用者の経営面積は、計算に含めないと農林水産省・地域計画策定マニュアルに規定されていることによるものである。③農業を担う者について、位置付けを希望する１経営体を新たに追加した。なお、追加にあたり、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第１１の３に規定する基準を満たすことを確認済みである。④農業支援サービス事業者について、掲載を希望する１経営体を追加した。
- ・計画策定後、ホームページで公開する際は、表の中の個人名・法人名は削除する。

議長は議題（３）について質疑を求めたが、質疑はなかった。

議長は報告事項（１）古利根沼西地区、古利根沼東地区及び布佐北地区における地域計画（最終案）について、事務局に説明を求めた。

事務局は、はじめに、次のとおり報告した。

古利根沼西地区、古利根沼東地区及び布佐北地区における地域計画（最終案）は、令和６年度第１回我孫子市地域計画検討会にてご審議いただき、令和６年９月の計画策定を予定していた。計画策定後の地区における農地所有権移転は、千葉県農地中間管理機構が行うこととされているが、検討会後に機構から令和６年度中の手続きは行えないとの方針が示された。予定に従い計画を策定した場合は、農地所有権移転が行えず、農地流動化に多大な影響を及ぼすことが想定されたため、従来由市による農地所有権移転を継続すべく、計画の策定予定を令和７年の３月へ変更した。併せて、担い手からの要望を受け、一部計画の修正を行った。

続いて事務局は、資料を用いて各地区の変更点を説明した。

- ・古利根沼西地区（最終案）の変更点は、次のとおり。①策定年月日を令和７年３月

予定とした。②担い手に対する農用地の集積に関する目標について、現状及び将来の目標とする集積率を修正した。③農業を担う者について、農業を担う者に位置付けられた個人が法人を設立したことに伴い名称を変更した。④農業を担う者について、農業を担う者と同一の農業経営世帯にある担い手を連名で位置付けたことに伴い名称を変更した。

・古利根沼東地区（最終案）の変更点は、次のとおり。①策定年月日を令和7年3月予定とした。②担い手に対する農用地の集積に関する目標について、現状及び将来の目標とする集積率を修正した。③農業を担う者について、事業承継に伴う氏名の変更を行った。

・布佐北地区（最終案）の変更点は、次のとおり。①策定年月日を令和7年3月予定とした。②担い手に対する農用地の集積に関する目標について、現状及び将来の目標とする集積率を修正した。③農業を担う者について、事業承継に伴う氏名の変更を行った。

議長は報告事項（1）について質疑を求めたが、質疑はなかった。

議長は報告事項（2）手賀沼東地区における協議の結果について、事務局に説明を求めた。

事務局は、資料を用いて次の説明をした。

- ・地域での協議の結果、今年度の計画策定は行わないこととなった。
- ・協議の結果について、地域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域など、地域での協議を取りまとめた内容を説明した。今後は、地域の意向を踏まえ、適宜協議を行う。

議長は報告事項（2）について質疑を求めたが、質疑はなかった。

議長は報告事項（3）手賀沼西地区における協議の結果について、事務局に説明を求めた。

事務局は、資料を用いて次の説明をした。

- ・地域での協議の結果、今年度の計画策定は行わないこととなった。
- ・協議の結果について、地域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域など、地域での協議を取りまとめた内容を説明した。今後は、地域の意向を踏まえ、適宜協議を行う。

議長は報告事項（3）について質疑を求めたが、質疑はなかった。

議長は報告事項（4）柴崎地区における協議の結果について、事務局に説明を求め

た。

事務局は、資料を用いて次の説明をした。

- ・当地区は、農業振興地域内の農用区域外のみの地区であり、地域での協議の結果、今年度の計画策定は行わないこととなった。
- ・協議の結果について、地域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域など、地域での協議を取りまとめた内容を説明した。今後は、地域の意向を踏まえ、適宜協議を行う。

議長は報告事項（４）について質疑を求めたが、質疑はなかった。

議長は報告事項（５）令和７年度における計画の更新予定について説明を求めた。

事務局は、資料を用いて次の説明をした。

- ・令和７年度における計画更新は、②北新田地区、④古利根沼西地区、⑤古利根沼東地区、⑥布佐北地区、⑦布佐南地区、⑧湖北地区の６地区で実施する。①我孫子北地区の初回計画更新は令和８年度とする。⑨手賀沼東地区、⑩手賀沼西地区、③柴崎地区の３地区については、地域の意向を踏まえ、適宜協議を行う。
- ・計画更新の流れについては、次のとおり。①計画策定区域内の農地所有者及び耕作者を対象に農地貸付希望調査票を配布・回収、②主要耕作者農地利用検討会、③協議の結果の公表、④計画（変更案）の意見照会、⑤地域計画検討会、⑥計画（変更最終案）の縦覧及び策定公告

①農地貸付希望調査票について、計画策定時に実施した農地利用意向調査票に代わる調査であり、担い手のあっせんを希望する農地を１筆ごとに把握するため実施するものである。担い手あっせん希望のあった農地は、耕作面積の拡大を希望する担い手や新規就農者等へのあっせんに活用するほか、計画区域内の農地については、主要耕作者農地利用検討会にて耕作候補者を募る。②主要耕作者農地利用検討会は、６月及び８月の開催を予定している。⑤地域計画検討会は、１１月及び令和８年１月の開催を予定している。⑥計画（変更最終案）の縦覧及び策定公告について、全地区とも初回の計画策定が３月であることから、計画更新も３月下旬を予定している。

議長は報告事項（５）について質疑を求めたが、質疑はなかった。

議長は議事とは別に、その他の意見を求めたが、意見がなかったため、検討会を終了した。